

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈第13回通常総会〉

— 第13回通常総会報告 — — 渋谷税務署人事異動報告 —

2025.8・9
No. **595**
令和7年

第13回通常総会報告(事業報告・貸借対照表等)	3
理事・監事改選報告	7
渋谷税務署人事異動報告	8
事業ア・ラ・カルト(部会事業報告会・講習会・セミナー等)	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

8月・9月(10月)実施する主な事業

一般参加可能行事
長期講習会
地域行事

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 8月26日 女性部会役員会 ● 8月27日 決算法人説明会 ● 8月27日 会員増強合同会議 ● 9月2日 加計塚小学校租税教室＜青年部会＞ ● 9月3日 広報委員会 ● 9月6日 第10ブロックバス見学研修会 ● 9月13日 金王八幡例大祭【税金クイズ】
＜第3・4ブロック＞ ● 9月16日 令和7年度第3回理事会 ● 9月17日 税務相談日 ● 9月18日 源泉研究部会役員世話人会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 9月25日 決算法人説明会 ● 9月26日 青年部会役員会 ● 10月4日 観劇会：明治座＜厚生委員会＞ ● 10月5日 千駄ヶ谷祭り【税金クイズ】
＜第10ブロック＞ ● 10月8日 税務相談日 ● 10月9日 特養ホーム慰問：けやきの苑西原 ● 10月16日 法人会全国大会高知大会（税制改正
要望全国大会） ● 10月29日 決算法人説明会 |
|---|--|

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

オンライン講習会のご案内

- 10月9日(木)～11月5日(水)『はじめての経理実務』
1回2時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能（詳細：同封チラシ参照）
- 11月6日(木)～11月19日(水)『年末調整・法廷調書』
1回2時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能（詳細：同封チラシ参照）

税務相談日について

月に1回（1月・8月除く）無料税務相談日を設けております。

- ◆開催日程については、原則として何れかの水曜日に開催しますが、事前にお問い合わせいただくか、会報若しくは当会ホームページでご確認下さい。

ブロック税務講習会について

10月から各ブロックで税務講習会を企画、開催いたします。開催日時、会場等については、お葉書等でお知らせいたしますので、是非ご出席下さい。

建築家 團紀彦氏 講演会

＜主催：女性部会＞詳細は同封チラシ参照！

- ◆日時 令和7年9月4日(木)14：00～15：30
- ◆場所 渋谷法人会館 3階研修室

税制改正を踏まえた年末調整

詳細は同封チラシ参照！

- ◆日時 令和7年10月14日(火)15日(水)11月5日(水) 各午前・午後
- ◆場所 渋谷法人会館 3階研修室

第15回親睦ゴルフコンペ

＜主催：厚生委員会＞詳細は同封チラシ参照！

- ◆日時 令和7年11月7日(金)
- ◆場所 越生ゴルフクラブ

公益社団法人
渋谷法人会

第13回通常総会



全議案原案通り承認可決 第13回通常総会終了

去る6月13日(金)午後4時30分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて第13回通常総会を開催しました。(令和7年3月末有効議決権数2,949 委任状数1,352通 出席者141名で、合計1,493となり、総会成立に必要な1,475を上回る)

総会は会員皆様のご理解とご協力により、議決権も過半数に達し、提出された諸議案は全て、原案通り承認可決されました。

続いて、令和6年度限りで理事を退任される5名の方々に感謝状を授与。また、令和6年度に会員増強で多くの会員を獲得いただいた方々に表彰状及び感謝状を長島会長から授与いたしました。

その後、ご来賓の渋谷税務署長の菅田進様にご祝辞をいただき、無事第13回通常総会を終了することができました。

続いて、同所において臨時理事会を開催し、会長及び新執行理事を選出し、その後の総会懇親会冒頭で、新執行部を発表しました。

そして、東京渋谷都税事務所長の大隈雅英様、渋谷区長長谷部健様、友誼団体代表東京税理士会渋谷支部長の山崎哲也様よりご祝辞をいただき、柳田顧問の発声により乾杯をし、懇親会に入り会員交流を図りました。

正しい税知識を学ぼう

令和6年度事業報告



長島会長式辞

<概況>

令和6年度は「法人会の基本理念」に則り、納税意識の向上、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人としての使命を達成し、組織的に事業活動を展開してまいりました。

今期は夏の猛暑、大雨による自然災害が猛威を振りました。地震も各地で起こり、大規模災害への備えが重要課題となりました。

コロナが明けインバウンド需要が拡大し、大勢の外国人が日本各地に訪れ、オーバーツーリズム問題も深刻になりました。円安、物価高が続く中大企業においては賃上げの機運が高まってきましたが、法人会会員の大多数は中小企業で、賃上げも容易ではなく、人件

費高騰による人手不足にも拍車がかかりました。

秋の衆院選では与党が30年ぶりに過半数を大きく割り、少数与党に転じるなど政治的変動が生じる一方で、日本銀行はマイナス金利の解除に踏み切るなど、金融政策にも大きな転換点が訪れました。

海外に目を向けると、いよいよアメリカのトランプ政権が動き始め、他国に対する強行姿勢を強め、アメリカファーストを貫こうとしています。ウクライナとロシア、イスラエルとハマスの問題もどのような解決方法を取るか、動向が注目されます。

税制改正では、法人会の税制改正提言の一部が盛り込まれ、交際費課税の特例延長、損金不算入となる交際費等から除外される飲食費の金額が1万円に引き上げられました。また、賃上げ税制の強化、定額減税などの実施により物価上昇に対する負担緩和を目指す改正が行われました。

渋谷法人会の活動は、6月20日に第12回通常総会を開催、10月には渋谷税務署のご指導の下、ブロック税務講習会を開催し、令和6年度税制改正の内容、電子帳簿保存法のポイント、キャッシュレス納付などについて説明を行い、税務行政におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を積極的に発信いたしました。

11月の「税を考える週間」では、2日・3日に渋谷税務関係団体協議会による「渋谷区くみんの広場」に参加、11日・12日には所得税の定額減税を踏まえた年末調整説明会、20日に経営税務学校を開催しました。

青年部会では、部会の主軸の事業に定着した「租税教室」を区内の小学校で開催し、未来を担う子供達に税の大切さを伝えることができました。

女性部会では、「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、優秀作品には賞状と記念品を贈呈し、税務署・区役所などで展示を行いました。

社会貢献委員会は区内特養ホーム慰問活動を実施し、秋のコンサート等を行い、利用者、入居者やご家族、職員の皆様にお喜びいただきました。

会の運営にあたっては、本部・支部及び部会役員、そして多くの会員の皆様がその役割・責任において、ボランティア精神で事業活動にご参加ご協力いただきましたことに感謝申し上げます。



渡辺総務委員長
事業報告・事業計画報告



松井財務委員長
収支決算報告・予算報告



会計監査報告・黒澤監事



来賓祝辞
菅田渋谷税務署長



来賓祝辞
大隈渋谷都税事務所長



来賓祝辞
長谷部渋谷区長



来賓祝辞
山崎東京税理士会渋谷支部長

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	18,925,486	15,446,900	3,478,586
(現金)	(1,058,579)	(878,114)	(180,465)
(当座預金)	(317,348)	(324,347)	(△ 6,999)
(普通預金)	(16,127,601)	(10,687,635)	(5,439,966)
(郵便貯金)	(1,421,958)	(3,556,804)	(△ 2,134,846)
未収会費	1,420,200	1,368,000	52,200
前払金	458,910	0	458,910
【流動資産合計】	20,804,596	16,814,900	3,989,696
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	6,037,281	6,037,281	0
定期預金	439,834,860	439,834,860	0
普通預金	1,060,430	20,057,860	△ 18,997,430
投資有価証券	100,000,000	100,000,000	0
【基本財産合計】	546,932,571	565,930,001	△ 18,997,430
(2)特定資産			
社会貢献引当資産	851,563	851,423	140
会館修繕積立資産	2,000,000	8,000,000	△ 6,000,000
【特定資産合計】	2,851,563	8,851,423	△ 5,999,860
(3)その他固定資産			
建物	43,523,580	45,574,429	△ 2,050,849
建物付属設備	197,577	246,971	△ 49,394
車両運搬具	1	1	0
什器備品	2,024,161	1,030,169	993,992
電話加入権	430,400	430,400	0
ソフトウェア	0	112,902	△ 112,902
長期前払費用	10,360	10,360	0
【その他固定資産合計】	46,186,079	47,405,232	△ 1,219,153
【固定資産合計】	595,970,213	622,186,656	△ 26,216,443
【資産合計】	616,774,809	639,001,556	△ 22,226,747
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	375,000	0	375,000
前受金	45,000	0	45,000
預り金	117,683	513,077	△ 395,394
【流動負債合計】	537,683	513,077	24,606
2. 固定負債			
退職給付引当金	15,480,430	14,373,230	1,107,200
【固定負債合計】	15,480,430	14,373,230	1,107,200
【負債合計】	16,018,113	14,886,307	1,131,806
III 正味財産の部			
1. 特定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	600,756,696	624,115,249	△ 23,358,553
(うち基本財産への充当額)	(546,932,571)	(565,930,001)	(△ 18,997,430)
(うち特定資産への充当額)	(2,851,563)	(8,851,423)	(△ 5,999,860)
【正味財産合計】	600,756,696	624,115,249	△ 23,358,553
【負債及び正味財産合計】	616,774,809	639,001,556	△ 22,226,747

事業に参加することがメリットにつながる

正味財産増減計算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				委 託 費	952,796	962,001	△9,205
1. 経常増減の部				新 聞 図 書 費	230,495	312,716	△82,221
(1)経常収益				支 払 手 数 料	3,558,425	3,559,131	△706
基本財産運用益	161,436	158,943	2,493	雑 費	0	400	△400
基本財産受取利息	161,436	158,943	2,493	管 理 費	18,154,149	17,842,269	311,880
特定資産運用益	140	8	132	給 料 手 当	5,609,580	5,169,100	440,480
特定資産受取利息	140	8	132	退 職 給 付 費 用	401,440	277,898	123,542
受取会費	34,215,100	35,205,800	△990,700	福 利 厚 生 費	9,200	7,220	1,980
一般会費受取会費	34,215,100	35,205,800	△990,700	法 定 福 利 費	935,433	754,364	181,069
事業収益	2,765,039	2,831,734	△66,695	旅 費 交 通 費	242,273	209,547	32,726
講習会会費収益	572,500	652,000	△79,500	通 信 運 搬 費	189,731	195,290	△5,559
福利厚生事業収益	1,367,339	1,423,334	△55,995	減 価 償 却 費	629,292	619,651	9,641
広 告 収 益	748,000	707,250	40,750	消 耗 什 器 備 品 費	26,728	106,440	△79,712
貸 館 業 収 益	77,200	49,150	28,050	消 耗 品 費	57,243	45,254	11,989
受取補助金	26,665,689	27,065,492	△399,803	リ ー ス 料	155,549	155,549	0
全法連受取助成金	25,378,900	25,861,900	△483,000	修 繕 費	1,226,500	0	1,226,500
東法連受取助成金	1,286,789	1,203,592	83,197	印 刷 製 本 費	313,771	356,109	△42,338
受取負担金	4,178,000	3,803,800	374,200	広 告 宣 伝 費	104,500	104,500	0
支部・部会受取負担金	0	11,800	△11,800	車 輛 管 理 費	4,165	24,294	△20,129
総会・賀詞受取負担金	3,666,000	3,469,000	197,000	光 熱 水 料 費	224,384	218,073	6,311
会員交流事業負担金	512,000	323,000	189,000	事 務 所 管 理 費	336,035	784,482	△448,447
雑収益	1,304,805	928,757	376,048	保 険 料	180,388	190,134	△9,746
受 取 利 息	14,967	239	14,728	表 彰 費	112,425	138,140	△25,715
雑 収 益	1,289,838	928,518	361,320	緒 謝 金	10,000	65,000	△55,000
【経常収益計】	69,290,209	69,994,534	△704,325	会 場 費	1,292,567	1,568,341	△275,774
(2)経常費用				租 税 公 課	576,120	573,776	2,344
事業費	74,452,125	65,355,330	9,096,795	諸 会 費	348,925	348,375	550
給 料 手 当	22,438,320	20,676,400	1,761,920	支 払 負 担 金	643,000	706,814	△63,814
退 職 給 付 費 用	1,605,760	1,111,592	494,168	会 議 費	3,536,990	4,549,276	△1,012,286
福 利 厚 生 費	36,800	28,880	7,920	渉 外 慶 弔 費	261,710	4,850	256,860
法 定 福 利 費	3,741,732	3,017,454	724,278	委 託 費	135,460	135,460	0
旅 費 交 通 費	2,776,150	1,950,319	825,831	新 聞 図 書 費	29,604	28,844	760
通 信 運 搬 費	7,319,669	6,177,892	1,141,777	支 払 手 数 料	405,136	402,288	2,848
減 価 償 却 費	2,517,167	2,478,604	38,563	雑 費	5,400	1,200	4,200
消 耗 什 器 備 品 費	106,914	425,762	△318,848	貸 倒 損 失	150,600	102,000	48,600
消 耗 品 費	1,597,427	1,636,143	△38,716	【経常費用計】	92,606,274	83,197,599	9,408,675
リ ー ス 料	622,195	622,195	0	評価損益等調整前当期経常増減額	△23,316,065	△13,203,065	△10,113,000
修 繕 費	4,906,000	0	4,906,000	評価損益等計	0	0	0
印 刷 製 本 費	9,367,139	8,555,583	811,556	当期経常増減額	△23,316,065	△13,203,065	△10,113,000
広 告 宣 伝 費	10,000	10,000	0	2. 経常外増減の部			
車 輛 管 理 費	16,659	97,174	△80,515	(1)経常外収益			
光 熱 水 料 費	897,537	872,290	25,247	経常外収益計	0	0	0
事 務 所 管 理 費	1,344,139	3,137,930	△1,793,791	(2)経常外費用			
保 険 料	726,020	762,066	△36,046	固定資産除却損	42,488	13,113	29,375
表 彰 費	78,705	77,410	1,295	経常外費用計	42,488	13,113	29,375
緒 謝 金	1,994,000	1,586,000	408,000	当期経常外増減額	△42,488	△13,113	△29,375
会 場 費	846,432	821,357	25,075	【当期一般正味財産増減額】	△23,358,553	△13,216,178	△10,142,375
租 税 公 課	2,571,380	2,510,704	60,676	【一般正味財産期首残高】	624,115,249	637,331,427	△3,216,178
支 払 負 担 金	492,678	679,984	△187,306	【一般正味財産期末残高】	600,756,696	624,115,249	△23,358,553
会 議 費	3,697,586	3,285,343	412,243	Ⅲ 正味財産期末残高	600,756,696	624,115,249	△23,358,553

この社会あなたの税がいきている

役員改選報告

理事、監事任期満了に伴い改選を行い、その後同会場で臨時理事会を開催し、会長・副会長・常任理事を選任し次のように確定した。(順不同・敬称略)



新業務執行理事紹介

【会長・副会長】

役職名	氏 名
会 長	長 島 祐 司
副 会 長	新 居 常 男
副 会 長	渡 辺 博
副 会 長	野 口 アキラ
副 会 長	雨 宮 孝 幸
副 会 長	遠 藤 久 介
副 会 長	増 田 泰 雄
副 会 長	名 和 玲 子
副 会 長	細 川 信 和

【常任理事】

役職名	氏 名
常任理事	新 村 俊 三
常任理事	並 木 宏 道
常任理事	水 野 清
常任理事	伊 藤 一 三
常任理事	梅 原 伸 二 郎
常任理事	長 塚 徳 男
常任理事	飯 島 良 臣
常任理事	光 山 和 徳
常任理事	早 川 千 秋



臨時理事会・新居議長



乾 杯

【理 事】(部会代表)

役職名	氏 名
理事・源泉部会長	西 村 浩 彰
理事・青年部会長	鈴 木 大 輔
理事・女性部会長	北 島 アキ子

【理 事】

役職名	氏 名
理 事	佐 藤 正 人
理 事	松 田 泉 美
理 事	富 澤 龍 雄



退任理事感謝状贈呈



会員増強功労表彰状贈呈

【理 事】

役職名		氏 名			
理 事	事	松 本	芳 枝		
理 事	事	二 渡	永 八郎		
理 事	事	村 田	曉 宣		
理 事	事	小野木	邦 夫		
理 事	事	石 井	謙 次		
理 事	事	朝 倉	健 吾		
理 事	事	海老澤	希 衣子		
理 事	事	北 節	子		
理 事	事	米 田	直 樹		
理 事	事	名 取	祐 宏		
理 事	事	近 藤	芳 則		
理 事	事	藤 木	伸 欣弘		
理 事	事	神 原	一 啓一		
理 事	事	中 田	博 和之郎		
理 事	事	森 竹	兼 一		
理 事	事	大 早川	英 治久		
理 事	事	山 田	茂 清利		
理 事	事	脇 田	馬 宏忠		
理 事	事	有 川	島 宏一		
理 事	事	松 崎	野 成夫		
理 事	事	藤 大久保	田 晴浩		
理 事	事	福 中	村 浩勝		
理 事	事	福 秋	田 元浩		
理 事	事	天 野	長 喜一郎		
理 事	事	安 原	島 聡茂		
理 事	事	滝 村	田 友康		
理 事	事	齋 藤	友 英博		
理 事	事	阿 部	田 幹人		
理 事	事	太 田	根 晴キ		
理 事	事	羽 松	本 孝		
理 事	事	海 老	名		

【監 事】

役職名	氏 名
監 事	黒 澤 公 博 夫
監 事	福 井 恒 夫

みんなの力で法人会を大きく育てよう

渋谷税務署 異動報告

新署長に

ときむら ひでき
時村 英樹 氏

法人担当副署長

あべ かずあき
(留任) **安部 和陽 氏** (法人総括担当)

やぶた まゆみ
(留任) **藪田 真由美 氏** (法人調査担当)

さいとう まさと
(新任) **斉藤 正人 氏** (法人調査担当)

令和7年度渋谷税務署人事異動 (敬称略)

渋谷(新)	氏 名	前任(前官職)	渋谷(前)	氏 名	異動先(新官職)
署 長	時 村 英 樹	局・総務・次長	署 長	菅 田 進	退 職
法人総括副署長	安 部 和 陽	留 任	法人総括副署長	安 部 和 陽	留 任
法人調査副署長	藪 田 真由美	留 任	法人調査副署長	藪 田 真由美	留 任
法人調査副署長	斉 藤 正 人	局・査察・補佐	法人調査副署長	他 村 賢 治	蒲田・法人・特調官
法人第1統括官	藤 井 雅 英	芝・法人・統括官	法人第1統括官	出 原 奈都子	市川・法人・特調官
法人第2統括官	藤 井 美 香	留 任	法人第2統括官	藤 井 美 香	留 任
法人第3統括官	松 尾 幸 治	局・課二・総括主査	法人第3統括官	天 本 真 吾	平塚・法人・統括官
総 務 課 長	岡 田 宏 樹	鶴見・総務・課長	総 務 課 長	倉 澤 勝	浅草・副署長
総務課長補佐	堀 内 淳	川崎西・総務・補佐	総務課長補佐	平 山 政 和	相模原・徴収・連調官
法人審理調査官・法人会担当	樋 口 峰 子	相模原・法人・調査官	法人審理調査官	小 山 ちひろ	局・課一・実査官
法人審理調査官	天 谷 智 恵	渋谷・法人・調査官	法人審理調査官・法人会担当	吉 川 祐 輝	豊島・法人・調査官
			法人審理調査官	石 川 瑛 貴	留 任
法人審理上席	杉 山 健 一	留 任	法人審理上席	杉 山 健 一	留 任
法人審理調査官	藤 本 隆 聖	品川・特官・調査官	法人審理調査官	橋 本 南	江東東・総務・主任

※7月10日付けで渋谷税務署の定期人事異動がありました。【法人会と関わりのある方のみ】

退任のごあいさつ

前 渋谷税務署長
菅田 進 氏



盛夏の候、公益社団法人渋谷法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ごとで恐縮ですが、この度の定期異動で国税の職場を退職することとなりました。

長島会長をはじめ、渋谷法人会の皆様方には、昨年7月の着任以来、大変お世話になりました。心より感謝を申し上げます。

この1年間、渋谷法人会におかれましては、各種税務講習会の開催を通じた税知識の普及や区内小学校での租税教育活動を行っていただくとともに、ALL

e-Taxの推進、キャッシュレス納付や年末調整手続き電子化の更なる利用拡大など、税務行政のDXへの深いご理解と多大なるご協力を賜りました。皆様方のご協力に対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも、歴史と伝統があり、情報発信の最先端でもある「渋谷」の地において、魅力あふれる活動を展開いただき、更なる組織の拡大が図られることをご期待申し上げます。「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすためには、皆様方との連携・協調の一層の深化・強化が欠かせないものとなりますので、税務行政の良き理解者として、変わらぬご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。

電子納税、電子申告を活用しよう

渋谷税務署 新幹部ご紹介

(敬称略)

7月10日付で、渋谷税務署の人事異動が有り、新しい渋谷税務署幹部の方々が着任されました。

総会や新年賀詞交歓会にご出席、または講師等をお願いする方々です。

 副署長 斉藤 正人 出身：茨城県取手市 前任：東京国税局 査察部 一言：初めての渋谷署勤務となります。行事には積極的に参加させていただき、交流を深めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。	 副署長 安部 和陽 出身：大分県別府市 前任：留任2年目 一言：昨年に引き続き、渋谷法人会の活動に貢献できるよう頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。	 署 長 時村 英樹 出身：鹿児島県鹿児島市 前任：東京国税局 総務部 次長 一言：「世界をリードする国際都市」渋谷で勤務させていただくことを光栄に思っております。法人会の皆様には、様々な活動を通じて納税道義の高揚に多大なる貢献をいただくとともに、e-Tax申告やキャッシュレス納付の推進に向けて積極的な活動をいただいていることに深く感謝いたします。その活動がさらに活発になるよう、緊密に連携させていただく所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。	 副署長 戴田 真由美 出身：山梨県甲府市 前任：留任2年目 一言：この渋谷の街で引き続き仕事ができますことを大変うれしく思っております。昨年以上に、法人会の皆様と交流を深めるとともにお役に立ちたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
---	---	---	---

今年度、税務講習会や様々な研修会等々で、講師等をお願いする方々です。

 法人課税第3部門 審理担当上席調査官 杉山 健一 出身：東京都八王子市 前任：留任5年目 一言：渋谷署勤務5年目となりました。引き続き源泉研究部会の研修会で講師を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。	 法人課税第3部門 統括国税調査官 松尾 幸治 出身：東京都青梅市 前任：東京国税局 課税第二部資料調査 第一課 総括主査 一言：2度目の渋谷署での勤務となります。渋谷法人会の会活動に少しでも貢献できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。	 法人課税第1部門 統括国税調査官 藤井 雅英 出身：長野県長野市 前任：芝税務署 法人課税第1部門統括官 一言：渋谷税務署の勤務は初めてとなります。法人会の皆様とは様々な機会を通じて交流を深め、会活動に協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。	 法人課税第1部門 審理担当調査官 樋口 峰子 出身：埼玉県越谷市 前任：相模原税務署 法人課税第1部門 一言：法人会の活動に携わることで、納税意識の向上や税知識の普及に貢献できますよう、精一杯頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。
---	--	---	---

使用者としての年次有給休暇

1. 年次有給休暇の時季指定権と時季変更権

労基法上、労働者には年次有給休暇を取得する権利（年休権）が認められていますが、使用者はこれに対して、労働者の請求した時季に年休を与えることが「事業の正常な運営を妨げる場合」には、他の時季にこれを与えることができることになっています。

今回は、使用者の時季変更権の行使の考え方について解説します。

2. 「事業の正常な運営を妨げる場合」の判断

「事業の正常な運営を妨げる場合」の判断に3つポイントがあります。

- (1) 年休の利用目的を考慮してはいけないこと
- (2) 恒常的な要員不足を理由としてはならないこと
- (3) 判断までの合理的期間を超えないようにすること

(1) 年休の利用目的を考慮してはいけないこと

「事業の正常な運営を妨げる場合」に該当するかどうかは、

- ①年休取得日における労働者の労働が事業運営にとって不可欠であるか、
- ②代替要員の確保が困難であるか、という2つの観点から検討することになります。

この点で、年休権は、労基法上の要件が充足されることによって法律上当然に労働者に生ずる権利であり、労働者の請求を待って初めて生じるものではなく、労働者による「休暇の請求」や、それに対する使用者の「承認」の観念を容れる余地はないものと解されています（最判昭和48年3月2日）。

労働者の年休については、自由な利用が認められており、その利用目的の内容如何によって使用者が年休を「承認」するかどうかを判断できるものではないため、「事業の正常な運営を妨げる場合」に該当するかどうかは、年休の利用目的は、一切考慮に入れずに、使用者としての事業運営を妨げる事情を客観的に判断する必要があります。

(2) 恒常的な要員不足を理由としてはならないこと

客観的に判断するとしても、使用者が恒常的な要員不足に陥っている場合には、労働者が年休を指定すると、常に「事業の正常な運営を妨げる場合」に当たるということになりかねません。

しかし、労基法は、使用者に対し、できるだけ労働者が指定した時季に年休を取れるよう

時季変更権の行使は慎重に

社会保険労務士 安藤 貴裕

状況に応じた配慮をすることを要請しており、「事業の正常な運営を妨げる場合」か否かは、そのような配慮をすることを前提として判断されることになるため、恒常的な要員不足に陥っている使用者は、労働者の年休の取得を見越した要員の調整を行う必要があります。

(3) 判断までの合理的期間を超えないようにすること

使用者の時季変更権は、労働者が年休の時季指定をした後に行使されることになりますが、その行使までの期間に時間を要することになりますと、労働者は年休を行使し得るかどうか未確定のままとされてしまうことになります。

使用者が、事業の正常な運営を妨げる事由の存否を判断するのに必要な合理的期間を超えて、不当に遅延して行った時季変更権の行使については、労働者の円滑な年休取得を合理的な理由なく妨げるものとして信義則違反又は権利濫用により無効になる余地があるものと解されており、また、使用者の無効な時季変更権の行使によって労働者が年休を取得できなかった場合には、使用者は労働者に対し、労働契約上の債務不履行若しくは不法行為としての責任を負うことになります（東京高判令和6年2月28日など）。

近時の裁判例では、東海道新幹線の乗務員の年休指定に対して勤務日の5日前に時季変更権を行使したことについて、事業の正常な運営を妨げる事由の存否を判断するのに必要な合理的期間を超えてされたものということとはできないとしたもの（原審判決では、労働者の円滑な年休取得を著しく妨げないようにするという労働者の利益への配慮に反するものといわざるを得ないとして、過失による労働契約上の債務不履行を認めていた）や、ホテルの宿泊部長として勤務していた者が令和2年3月21日に国外で行われる娘の結婚式に出席するために時季指定したことに対して、同年3月17日に会社から新型コロナウイルス感染症に関する状況等を踏まえて国外への渡航を禁止するために行使された時季変更権について、客観的な判断としては、「事業の正常な運営を妨げる場合」に当たるとしつつ、時季変更権の行使は、2月末頃ないしは遅くとも3月14日までには可能であったとして、不法行為に基づく損害賠償責任（慰謝料30万円）を認めたものがあります（札幌高裁令和6年9月13日）。

3. 最後に

使用者の時季変更権の行使を巡って実務上のトラブルになることは、在職中の従業員との間で継続的なトラブルを抱えることになり、他の従業員に与える影響も大きいため、おすすめできません。解釈論としても、使用者としての時季変更権の行使は、労働者の時季指定に対する例外的な対応として慎重な対応が求められることを肝に銘じておくべきでしょう。

法人会 事業 アラカルト

令和7年度簿記講習会終了！

4月8日(火)から開催していた令和5年度初級簿記講習会を6月6日(金)に無事終了した。

ご案内が遅かったからか、ちょっと申込者が少なく、4名だった。しかし、出席率も良く、受講された方の中で、1名の方から日商簿記3級合格のお知らせがあった。



講師：芝村礼子氏



初級簿記講習会

日本最古の学校、世界遺産も目指す足利学校及びあしかがフラワーパーク見学ツアーを開催

一日帰りバス見学研修会

6月24日(火) 参加者41名

本年度も厚生委員会主催の日帰りバス見学会を実施した。

今回はまず、天慶7年(944年)に開かれた佐野厄除け大師に参拝し、続いて「日本最古の学校」とも云われ、平成27年に日本遺産に認定され、世界遺産登録も目指す足利学校を見学し、有名な『藤の花』の時期は残念ながら過ぎてしまっていたが、花菖蒲が咲き誇る「あしかがパーク」を見学し参加された方々には大変好評だった。

午後5時30分頃帰着予定だったが、若干早めの帰着となり、無事に終了した。



厚生委員会バス研修会



厚生委員会バス研修会

源泉研究部会事業報告会を開催

去る4月17日(木)午後2時から、令和6年度渋谷法人会源泉研究部会事業報告会を開催した。事業報告会では、令和7年度事業計画、令和6年度事業報告、について審議し、承認可決された。

事業報告会出席者は、13名。



西村部会長挨拶



新居源泉部会担当
副会長挨拶



安部渋谷税務署
法人担当副署長祝辞



源泉研究部会事業報告会

青年部会・女性部会合同事業報告会を開催

去る5月12日(月)午前11時より、渋谷法人会館に於いて、青年部会・女性部会合同事業報告会を開催した。

開会の言葉の後、鈴木青年部会長と北島女性部会長の挨拶の後、事業報告会に先立ち、研修会として、渋谷税務署の他村副署長より、「副署長のひとりごと」と題して自己紹介に始まり、円安についてや「円」についての蘊蓄を披露されたり、神奈川の旨いものめぐりの話、国税局の資料調査課の話などをお聴きした。



菅田渋谷税務署長祝辞



長島会長祝辞



研修会講師
他村法人担当副署長



研修会：副署長のひとりごと

会員の増加は、会員のメリットに通じる



鈴木青年部会長挨拶

青年部会から令和6年度事業報告・収支決算報告・監査報告。続いて令和7年度事業計画並びに予算について報告した。

次に女性部会の事業報告会に移り、青年部会と同じく令和6年度事業報告と決算報告。次に令和7年度事業計画と収支予算を報告して終了した。

その後、渋谷税務署菅田渋谷税務署長よりご祝辞をいただき、続



北島女性部会長挨拶

いて懇親会に入った。

出席者は来賓、青年部会、女性部会併せて、39名だった。



青年部会女性部会事業報告会

令和7年5月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	ソシアス総合法律事務所	西林 将之	恵比寿4-20-7	6555-2310	弁護士業
10	(株)アースファクトリー	鷲山 大輔	千駄ヶ谷3-28-5	3401-7539	ビルメンテナンス業
11	(株)ISH	石川恵梨華	神宮前4-10-1		美容事業

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

令和7年6月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	(株)Proud-me	清水 浩子	恵比寿4-5-13		サービス業
3	(株)SEPPAN	生駒 羅将	目黒区鷹番3-6-9		通信サービス
8	(株)グランデ	小澤 純一	本町6-28-2	3377-2067	葬祭業

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

コラム

フリーランスライター
藤木順平

水田風景はいまやトレンド？

令和7年度米の収穫期となった。今年は例年になく取れる「コメ」に注目が集まるだろう。というのは、石破首相をして「国難（＝国の危機）」と言わしめた「令和のコメ騒動」によるもの。高くなったコメの値段も「コメ大臣」と自ら名乗った小泉農水相の諸策により、このところ下がり始めてはいる。

一連の報道で、日本人は1日約2万トンのコメを食べると知った。20万トンの備蓄米も10日で食べつくす。「こりゃうかうかしてられない」と焦った。どうしてだろう？

「初めチョロチョロ 中パッパ 赤子泣いても蓋とるな」といった、ご飯をおいしく炊くための言い習わしはよく知られている。炊き立てのご飯はおいしい。

こんな話を聞いた。大店（おおだな）で奉公する丁稚（でっち）たちには、食事時に炊き立てのご飯を出したという。丁稚を思う気持ちからではない。彼らの食事の時間は短い。熱々のご飯で「あちあち！」やっているうちに「仕事に戻れ！」となる。食べ盛りの丁稚たちに、多く食べられなくする悪知恵だ。旦那、番頭たちは後でゆっくり食べようというわけ。やるねー。

さあ、そんな注目を浴びた「新米」に付く値段はどうか。騒動は続くのか？

【筆者紹介】藤木順平（ふじぎ・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

メールアドレスを登録しよう



9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)
6月にお送りした納付書により、**9月30日(火)**までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞ ※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替Web申込で、都税の納め忘れなし!!

口座振替

都税Web口座振替申込受付サービスにて、9月10日(水)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。



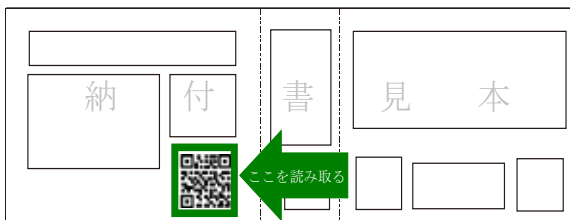
おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード
インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。



主税局HP
都税の支払い方法

【お問合せ先】 ＜課税について＞ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

来所せずにお手続ができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、東京都主税局ホームページをご覧ください。



主税局HP

◆ご自宅等からお手続が可能です！ぜひご利用ください！◆

◆申告

- 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ LoGoフォーム
- 郵送（所管事務所 宛）

◆納付

- スマートフォン決済アプリ
- ペイジー（インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM）
- クレジットカード納付
- eLTAX電子納税
- 口座振替

◆申請・届出（一部の手続を除く。）

- 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ LoGoフォーム
- 郵送（所管事務所 宛）

◆証明書等の取得

- 郵送 〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- 電子申請
申請方法は東京都主税局ホームページをご覧ください。

都税証明 電子申請

検索

【東京都主税局】 eLTAX電子納税のご案内

「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士がeLTAXで電子申告した場合でも、利用者IDと暗証番号を共有いただければ、
法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！

詳しくは、こちら⇒



都税の納付はキャッシュレスで



税理士

電子申告

利用者ID
暗証番号
を共有

電子納税

法人

以下の方法から選べます

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード

【お問合せ先】 東京都主税局徴収部徴収指導課 TEL（直通）：03-5388-2984

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加 申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和7年10月3日(金)13時～令和7年10月21日(火)23時	
入札期間	令和7年10月28日(火)13時～ 令和7年10月30日(木)23時	令和7年10月28日(火)13時～ 令和7年11月4日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞からアクセスできます。インターネット公売（動産、自動車、不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ＜公売情報＞

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。

是非ご登録ください。

＜メールマガジンのご案内＞

主税局 メールマガ

検索

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

正解者の中から抽選で
5名の方にクオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10

公益社団法人 渋谷法人会事務局

e-mail：info.shibuya@tohoren.or.jp

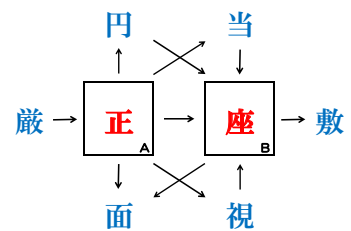
FAX：3461-0180まで

①クイズの答え○+○=(答え) ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、**令和7年8月29日(金)〈消印有効〉**とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※数独パズルと熟語パズルを交互に掲載いたします。

しゅや法人No.594
パズル・熟語づくり◎解答

解答 A 正 B 座



◎当選者

しゅや法人No.594の“パズル・熟語づくり”にご応募いただきありがとうございました。

恵比寿西 青山様
代々木 野村様
道玄坂 村上様
区外 宗村様
上原 佐伯様

	6				7	4		
		3	5			9		
8				2				3
					9		5	
		2		8		3		
	8		1					2
6				5				7
		9			1	2		
		5	9				8	

□ + □ = □

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が一つずつ入ります。太線で囲まれた3×3のブロックにも、1～9までの数字が一つずつ入ります。

□の2マスに入る数字を足すといくつ？



死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。
まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、
※
幅広い保障を
ぜひお役立てください。

法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ

Premium

（大同生命の
無配当入院一時金保険）

（大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険）

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：
大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：
大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)



大同生命保険株式会社

渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG

AIG損害保険株式会社

東京中央支店/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル14F)
TEL 03-6894-6010

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月19日) 23-073014 2023-05